

第 〇 章

太陽光発電施設をめぐる私法的紛争 —受忍限度判断における公共性の位置付けも視野に入れ て

上智大学教授

宮 澤 俊 昭

I はじめに

太陽光発電施設をめぐるのは、大規模な施設についての紛争のみならず、小規模の施設であっても、近隣との間で紛争が生じ、民事紛争となる場合は少なくない。本稿においては、場面の異なる二つの私法的紛争の事例についてそれぞれ考察を加えたうえで、受忍限度判断における考慮要素の一つとなる場合の認められている公共性あるいは社会的有用性が、太陽光発電の場面でどのように考慮されるのか（あるいはされないのか）という点について検討し、二つの事例を比較して考察する。

以下、IIにおいて、太陽光発電施設を設置した土地の所有者が隣地所有者に受光を妨害したとして損害賠償を請求した福岡地判平30・11・15平成30年（ワ）第358号LEX/DB 25449855（以下「平成30年福岡地判」という。）を、IIIにおいて、隣地所有者が太陽光発電施設を設置した土地の所有者に所有権侵害等を理由として施設の撤去等を請求した甲府地判令2・12・22平成28年（ワ）第40号LEX/DB 25568428（以下「令和2年甲府地判」という。）をそれぞれ検討し、さらにIVにおいて、社会的有用性（公共性）の視点から受忍限度判断における太陽光発電施設の位置付けを考察する。

II 平成30年福岡地判の検討

1. 事案の概要

Xは、平成22年6月ごろから、自らの所有地上で住宅地（以下「X住宅地」という。）の開発計画を開始した。X住宅地の南側には、B所有の土地（甲）があり、開発計画の開始当時、同土地には建築物は存在せず、平置きの有料駐車場として利用されていた。

Xは、X住宅地の南側に太陽光発電設備を設置することを計画し、X住宅地の南側にある駐車場（以下「本件駐車場」という。）の屋根に太陽光パネルを設置した。

Yは、Bから土地（甲）を取得して、平成26年11月以降、住宅地（以下「Y住宅地」という。）を開発して住宅を建築し、本件太陽光パネルの1.25mから1.5mほど南側に2階建住居4戸（以下「Y建物」という。）を建築した。Y建物はいずれも建築基準法その他の関係法令所定の建築基準に適合している。

Xは、YがY住宅地を開発し建物を建築したことによりXの発電力が大きく減少したと主張して、Yに対し、不法行為による損害賠償請求権に基づき訴えを提起した。

2. 判旨

請求棄却

「土地の所有者は、所有権の行使として当該土地を使用収益する権利があるところ、土地上に太陽光発電設備を設けて発電を行うことは土地の使用収益にほかならないから、土地上に太陽光発電設備を設けて発電を行う権利は、所有権の一内容として認められる。もっ

とも、そのような権利が、所有地上での所有権の行使のみならず、他者に対して、自己の設置した太陽光発電設備のための太陽光の受光を妨げられない権利ないし利益まで当然に包含するものではなく、別途考慮を要する。

そこで引き続き検討するに、本件のように土地上に太陽光発電設備を設けて発電を行う場合には、太陽光の受光はその土地の使用収益の方法において必要不可欠な資源であって、太陽光の受光が妨げられることは、その土地の使用収益の方法においては直接的な不利益となる。

そして、現在において、自然公園など原則として工作物の設置が規制されるような場所を除いては、太陽光発電設備の設置を認めなかったり、許可制としたりするなどの規制は見当たらない。むしろ、エネルギー政策基本法は、エネルギーの需給について、太陽光等の化石燃料以外のエネルギーの利用への転換を推進すること等により、地球温暖化の防止及び地域環境の保全が図られたエネルギーの需給を実現し、併せて循環型社会の形成に資するための施策が推進されなければならないことをエネルギー政策の基本原則の一つとして掲げ（同法3条）、国等の責務（同法5条、6条）のほか、事業者にも、事業活動における地球の環境の保全に配慮したエネルギーの利用に努める責務を定めており（同法7条）、太陽光発電など再生利用エネルギー源の利用促進は、現代においては、地域及び地球の環境の保全に寄与するとともに、我が国及び世界の経済社会の持続的な発展に貢献するための重要な施策として位置付けられており（同法1条）、太陽光を初めとする再生可能エネルギーを積極的に利用促進すべきことを、国の政策目標に掲げた上で、事業者にもこれに沿った事業活動が求められている。また、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律3条に基づき定められたエネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する基本方針（廃止前の平成21年経済産業省告示第277号）並びに同法5条1項の規定に基づき定められた非化石エネルギー源の利用に関する一般電気事業者等の判断の基準（廃止前の平成21年経済産業省告示第278号）では、電気事業者による太陽光発電に係る余剰電力買取制度が導入され（同基本方針第2、同基準3項）、平成24年4月1日からは、特措法によりいわゆる固定価格買取制度が導入されたところ、これらは、太陽光発電を初めとする再生可能エネルギー源を用いた発電を促進普及させるために、国民や事業者に対して経済的誘因を与え、収益の予測可能性を高めることで導入を誘導する政策手法であり、具体的な施策として、再生可能エネルギー、とりわけ太陽光発電を行う者が経済的に一定の保証を得られるよう定めるものである。

これらを総合すると、太陽光発電を行っている者は、発電設備への太陽光の受光について密接な利害関係を有するものであり、法律上の保護が及んでいないと解することは相当でないから、その者らの有する太陽光発電のために太陽光を受光する利益（以下「受光利

益」という。)は、法律上保護に値する利益に当たると解するのが相当である。

もともと、太陽光発電は、再生可能エネルギー源（特措法2条4項）を用いた発電の一つとして、近年急速に普及し始めたものであって、建築基準関係規定でも住宅地における太陽光発電のための太陽光パネルの設置と近隣の他の建築物との関係を想定した規制を設けるには至っておらず、どの程度の受光が確保されれば権利ないし利益の侵害とならないかなどの明確な基準が存在しないことに加え、電力の安定的かつ適切な供給の確保及びそれに係る環境への負荷の低減を巡る今後の社会の情勢や政策手法の変更にも影響されるから、私法上の権利といい得るような明確な実体を有するものとは認められず、受光利益を超えて権利性を認めることはできない。

したがって、本件におけるように建物の建築行為が第三者に対する関係において太陽光の受光を妨げたからといって直ちに違法な利益侵害があるとして不法行為を構成するということはできず、受光利益を違法に侵害するものとして不法行為を構成するかどうかは、被侵害利益である受光利益の性質と内容のほか、受光を妨げる建物が建築された所在地の利用用途、周辺の地域性、侵害される受光利益の程度、侵害に至る経過等を総合的に考察して、侵害された受光利益と建物を建築する利益とを比較考量して判断すべきである。もともと、受光利益の性質と内容については、上記のとおり建築基準関係規定にも規制がなく、利益として保護され得る範囲について社会的に合意の得られる基準が設けられているものではないことや、太陽光発電の性質上、発電量及び余剰電力の販売益がどの程度に達するかは不安定であることを考慮せざるを得ないから、受光利益を侵害する行為が違法であるとされるのは、法令による規制に違反する建築物によるとか、発電量を著しく減少させるなど、その侵害の程度が強度といえるような場合に限られると解すべきである。」

「Xは、上記のような権利について人格権としての側面も有する旨主張する。しかし、太陽光発電は経済活動としての域を出ないものであり、土地所有権との関係に加えて人格権（例えば、人格権としての自家発電権など）の問題としてとらえるのは困難である。」

「…、Yは建築基準法その他の関係法令に適合するY建物を建築したのであって、同建物は違法建築といえるものではないし、Y建物が本件設備の発電量の減少に与える影響は限定的であって、そのような状況に至った点について必ずしもYの責めに帰すべきとはいえないから、Xの受光利益の侵害の程度が強度といえるような場合ではない。」

したがって、本件建築行為が法令に違反するものではなく、本件設備による太陽光発電に対する影響も著しいものとはいえないから、本件建築行為はXの受光利益を違法に侵害するものということとはできない。」

3. 検討

(1) 受光利益の法的性質について

本判決は、太陽光発電設備を設けて発電を行う場合には太陽光の受光が不可欠であるため太陽光の受光が妨げられることはその土地の使用収益の方法において直接的な不利益となること、自然公園等を除いて太陽光発電設備の設置を禁止あるいは許可制とする規制が存在しないこと、そして、国民や事業者に対して経済的誘因を与えて太陽光発電を含む再生可能エネルギーの促進普及させる政策が導入されていることを総合的に検討することを通じて、太陽光発電を行っている者の有する太陽光発電のために太陽光を受光する利益(受光利益)が法律上保護に値する利益であることを認めた。

他方で、建築基準関連規定において太陽光パネル設置と近隣建築物との関係を想定した規制が存在せず、太陽光発電のための受光についての明確な基準が設けられていないこと、及び今後社会情勢や政策手法の変更にも影響を受けることを理由として、受光利益を超えて権利性を認めることができないとする。また、太陽光発電は経済活動としての域を出ないものであることから、人格権の問題として捉えることは否定している。

以上のような本判決における受光利益の理解については、受光利益は眺望利益のように性質上空間支配権ではなく状況依存的な利益、すなわち太陽光パネルによる受光を遮る障害物が存在しないという他者の土地利用状況に依存して享受しうる利益に過ぎないこと、また日常生活に必要不可欠とまでは言えない点で日照権、人格権、平穏生活権とも異なること、を指摘して、本判決の述べるように受光利益の権利性は強くないとする見解が示されている¹。

(2) 受光利益侵害の違法性判断

本判決は、前述したような受光利益の理解のもとで、受光利益を違法に侵害するものとして不法行為を構成するかどうかは、被侵害利益である受光利益の性質と内容のほか、受光を妨げる建物が建築された所在地の利用用途、周辺の地域性、侵害される受光利益の程度、侵害に至る経過等を総合的に考察して、侵害された受光利益と建物を建築する利益とを比較考量して判断すべきとされる。さらに、受光利益の性質と内容について、利益として保護されうる範囲について社会的に合意の得られる基準が設けられているものではないこと、利益としての性質上、発電量及び余剰電力の販売益がどの程度に達するかは不安定であることを考慮せざるを得ないから、受光利益を侵害する行為が違法であるとされるのは、法令による規制に違反する建築物によるとか、発電量を著しく減少させるなど、その侵害の程度が強度と言えるような場合に限られるとされる。

このように本判決において違法判断のハードルが高く設定されることについて、多くの

¹ 越智敏裕「判批」新判例解説Watch25号(2019年)273頁。

場合に受光利益と対立する権利利益となることが想定される所有権などの財産権との対等な利益衡量がなされてないこと、及び受忍限度論も採用されず、受光利益の侵害が違法となるのが侵害行為の態様・程度の面で社会的相当性を欠くような場面に限られると考えられること（社会的相当性基準）、がそれぞれ指摘されている²。

(3) 太陽光発電施設であることの意義

本判決は、特に再生可能エネルギー促進普及の政策に関して、エネルギー政策基本法、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法の規定を詳細に指摘したうえで、受光利益の保護法益性を認めている。この点からすれば、保護法益性の認定にあたって、本判決は、太陽光発電が再生可能エネルギーによるものであることに一定の意義を認めていると理解しうる。

しかし、本判決は、受光利益を超えて権利性を認めることはできないとしており、また、太陽光発電は経済活動としての域を出ないものとして、あくまでも土地所有権（財産権）の問題として捉え、人格権の問題として捉えることはできないとしている。また、受光利益侵害の違法性判断基準として、太陽光発電が再生可能エネルギーであるという考慮要素は提示されていない。

以上のように、太陽光発電施設であることは、受光利益の保護法益性において考慮されるに止まっており、違法性判断における考慮要素とはされていないことからみて、本判決は、再生可能エネルギーを利用した発電であるという太陽光発電施設の性質について限定的な意義しか認めていないと捉えられよう。

Ⅲ 令和2年甲府地判の検討

1. 事案の概要

(1) 当事者

Xらは、自然環境や眺望に惹かれ、山梨県北杜市に別荘あるいは居宅を有している。太陽光発電設備用装置及び部品の製造・輸入等及び同設備の設置工事並びに同設備により発電した電力の売電事業等を目的とする株式会社であるYは、Xらの居宅に隣接する土地1～4（以下「本件土地1～4」という。）に太陽光発電施設1～4（以下「本件施設1～4」という。）をそれぞれ設置し、売電事業を行なっている。

(2) 関連する規制等

a. 景観に関する規律

本件土地1～4は、北杜市景観条例に基づき、田園集落景観形成地域（同条例10条2項1号）

² 越智・前掲注(1)273頁。

に指定されている。平成28年3月に改正、同年6月に施行された北杜市景観条例では、北杜市内において出力10kw以上の事業用太陽光発電施設（建築物へ設置されるものを除く）を設置する場合には届出を要するものとされ（同条例18条）、景観計画区域内において届出対象行為を行おうとする者は、規則で定める景観形成基準に適合するものにしなければならないものとされている（同条例22条）。北杜市景観条例施行規則には、事業用太陽光発電施設の設置についての基準が定められている（同規則7条別表第2）。また、平成26年9月1日に交付された北杜市太陽光発電設備装置に関する指導要綱（以下「本件指導要綱」という。）には、太陽光発電設備を設置する事業者に対しての留意事項等の定めが置かれている。

b. 太陽光発電設備の技術基準についての規律

(a) 電気事業法に関する規律

太陽光発電設備は、建築基準法の適用が除外されている³。他方、電気事業法39条1項（以下、条文番号を示す際には「法」と記述）が、事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物を主務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならないものと定め、さらに、法39条2項1号から4号において、同条1項に定める主務省令がよらなければならない事項を列挙しており、その1号は、「事業用電気工作物は、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えないようにすること」と規定している。

このような法39条1項（及び法56条1項）に基づき定められた省令が、電気設備に関する省令（平成9年通商産業省令第52号：以下「電技省令」と記述）である⁴。電技省令4条には、「電気設備は、感電、火災その他人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように施設しなければならない。」との定めが置かれている。

この電技省令に定める技術的要件を満たすものと認められる技術的内容をできるだけ具体的に示したものとして、「電気設備の技術基準の解釈」（以下「電技解釈」という。）が経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官によって制定されている。電技解釈は、その制定後、複数回の改正がなされている。太陽光発電設備に関しては次のような経緯があった。

2016（平成28）年9月13日の改正前においては、太陽光発電施設における太陽光パネルの支持物について、風圧荷重、積雪荷重及び設計用地震荷重についての強度計算の方法を規定していた2004年度JIS規格（JIS C 8955（2004））に規定される強度を有するものであることが求められていた（旧電技解釈46条2項）。

³ 平成23年国土交通省告示1002号

⁴ なお、主務大臣は、事業用電気工作物が電技省令で定める技術基準に適合していないと認めるときは、事業用電気工作物を設置する者に対し、その技術基準に適合するように事業用電気工作物を修理し、改造し、若しくは移転し、若しくはその使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限することができるものとされる（技術基準適合命令：法40条）。この命令・処分に違反した場合、原子力発電工作物以外の事業用電気工作物である場合は300万円以下の罰金に処される（法118条6号）。

その後、2017（平成29）年に、同JIS規格は、指示物の強度をより現実に近い数値とする観点から試験結果等を元に、「太陽電池アレイ用支持物の設計用荷重産出方法」（JIS C 8955（2017））との名称に改正され、風圧荷重、積雪荷重、地震荷重の計算方法が変更された。これを受けて、電技解釈においても、引用する規格に改定後のJIS規格を採用するとともに、材料の選定、許容応力度、部材の接合及び防食に関する項目を規定することとなった。さらに、2015（平成27）年8月に九州で発生した台風15号によるパネル飛散や架台倒壊などの公衆安全に影響を与える重大な損壊被害が発生したことを受けて、2017（平成29）年8月14日に電技解釈が改正され、基準風速や降雪量など諸条件を満たす場合には、強度計算を実施せずとも必要な強度等を確保できるよう、地上設置型の設備を適用できる標準仕様を規定した電技解釈46条3項が新設された⁵。

(b) 民間のガイドライン

一般社団法人太陽光発電協会は、2017年、地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン2017年度版（以下「設計ガイドライン」という。）を策定した。この設計ガイドラインは、前述（a）で紹介したJIS規格の2017年の改正に合わせ、長期に渡り社会の財産となりうる構造安全性の高い太陽光発電設備を供給できるよう、架台・基礎の設計基準を定めたものであるところ、地上設置型太陽光発電システムの設計方針のほか、地盤調査の実施、試験杭の打設と載荷試験の実施等を求めている⁶。

(3) 本件訴訟提起までの経緯と本稿での検討対象

もともと畑またはススキ原であった本件土地1～4にYが本件施設1～4を設置した経緯は次のようなものである。

本件土地2は、Y代表者の父親名義の農地であったところ、Yは、隣接する農地所有者の同意を得て農地法5条に基づく転用許可を受け、平成25年12月ごろまでに本件土地2上に本件施設2を設置し、平成26年1月から売電事業を開始した。当該設置工事に際して、Xらを含む周辺住民に対する事前の説明・通知は行われなかった。なお、本件施設2の設置工事の時点では、北杜市景観条例において、太陽光パネルの設置に関する手続は規定されておらず、また、本件指導要綱は公布されていなかった。

⁵ なお、発電用太陽電池発電設備に関する技術基準に関しては、太陽電池発電設備の増加や設置形態が多様化していること等を踏まえ、民間規格や認証制度と柔軟かつ迅速に連携できるようにするため、太陽電池発電設備に特化した新たな技術基準が、令和3年4月1日、「発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令」として制定され、その技術的要件を満たすと認められる技術的内容をできるだけ具体的に示すために「発電用太陽電池設備に関する技術基準の解釈」が経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官によって制定されている。これに合わせて、電技解釈46条2項、同3項は削除されている。

⁶ なお、設計ガイドラインは、2019年に改訂され、2019年版として公開されている。太陽光発電協会ほか「地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン2019年版」（2019年4月26日）、<https://www.jpca.gr.jp/wp-content/themes/jpea/pdf/document/PVguideline2019.pdf>（最終閲覧日：2024年7月17日）

平成27年8月ごろ、Yは太陽光発電施設の敷地として利用するために、本件土地1をAから購入した。Yは、本件指導要綱に従って、設置場所の地図やパネルの配置図面等の資料を持参してXら宅に説明に赴いたが、Xらは説明や資料の受領を拒否した。同年10月26日、Yは、本件施設1の事業内容等に関する説明会を開催した。同説明会において、Y代表者から、太陽光パネルの配置、最大高さが2.76mとなること等の説明があったのに対し、本件土地1の所在する地区区長からパネルの設置角度を0度とすること、Xから敷地境界から5m離して太陽光パネルを設置すること、又は敷地境界から50cm離して高さを1mとし平面で設置すること、あるいはXら宅を購入時価格で買い取ることの要求があったが、Y代表者は、これらを断わり、説明会が終了した。その後、Yは、平成28年3月頃から本件施設1の設置工事を開始し、同年5月ごろまでに本件施設1を設置し、平成29年12月から、売電事業を開始した。

Yは、平成28年12月10日、Aから本件土地3を購入した。また同様にAから本件土地4を購入した（日付不明）。Yは、平成29年1月、本件土地3及び本件土地4に太陽光発電設備を設置する予定であるとして説明会を実施した。この説明会においては、設置工事の予定表、設置場所の地図、パネルの設置平面図、使用予定のパネル・架台・フェンスのパンフレット、スクリュウ杭引抜き試験テストレポート、架台の構造と強度に関する説明文書、杭と架台の風圧力の計算書などの資料が配布されたうえで、Y代表者等から太陽光発電設備の設置場所、パネルの枚数・角度、種類、架台の構造・強度・高さ・引抜き試験についての説明がされた。Yは、本件土地3及び本件土地4について、それぞれ農地法5条に基づく転用許可を受け、また、改正後の北杜市景観条例26条に基づいて景観区域内行為（変更）届出を行い、北杜市長から適合通知書の交付を受け、本件土地3については平成29年9月ごろまでに本件施設3を設置し、同年12月から売電事業を開始し、本件土地4については、平成31年6月から本件施設四の設置を開始し、同年7月から売電事業を開始した。

なお、Yは、本件土地1～4から市道を挟んだ隣接地にも、同様に太陽光発電施設（以下「隣接施設」という。）を設置している。

平成26年2月に山梨県において歴史的な豪雪があり、多くのビニールハウスが倒壊するなどの被害が出たところ、隣接と地上の太陽光パネル10枚程度が、単管パイプを突き破り破損したが、架台が倒壊したことはなかった。

本件施設1～3及び隣接施設の太陽光パネルは、いずれも全長1.2mまたは1.6mのスクリュウ杭を地面に深さ1mから1.2m程度刺して埋め込んだ基礎の上に直径48.6mmの単管パイプがクランプによって連結固定され、柱の横幅間隔を2.5m、前後の感覚を2mとして組み上げられた架台に設置されている。本件施設4の太陽光パネルは、上記とは異なる設置方法により、アルミニウム製の架台に設置されている。

Y代表者及びYの従業員は、平成28年3月26日、隣接施設のある土地の一地点において、

スクリュウパイプの引抜試験を実施した。また、Y代表者は、本件施設1及び2におけるパネルの角度と枚数に応じた風圧荷重を計算して、必要な杭の本数を計算し、本件施設1及び2に実際に埋まっている杭の本数と比較を行なった。なお、試験の実施方法及び計算方法は、Y代表者がインターネット上の資料等を参考として、手に入る部材を考慮したうえで決定したものである。

以上のような経緯のあるなかで、Xらは、平成28年1月29日に、本件施設2の撤去及び本件施設1の建設禁止を求めて訴えを提起した。その後、Xらの請求は、最終的に、電磁波障害による健康被害、低周波音・高周波音による健康被害、景観破壊、眺望阻害、日照被害・通風阻害、太陽光パネル破損・散乱等による被害などの生活妨害、所有権侵害（土地の資産価値（交換価値）減少）などを理由として、本件施設1～4の撤去及び不法行為に基づく損害賠償を内容とするものとなった。

以下、本稿においては、Xらの請求のうち、景観破壊、太陽光パネル破損・散乱等による被害などの生活妨害、所有権侵害（土地の資産価値（交換価値）減少）について検討する。

2. 判旨

請求棄却

(1) 景観破壊について

「景観は、良好な風景として、人々の歴史的又は文化的環境を形作り、豊かな生活環境を構成する場合には、客観的価値を有するものというべきである。良好な景観に近接する地域内に居住し、その恵沢を日常的に享受している者は、良好な環境が有する客観的な価値の侵害に対して密接な利害関係を有するものというべきであり、これらの者が有する良好な景観の恵沢を享受する利益は、法律上保護に値するものと解される（国立マンション事件判決参照）。

しかるところ、本件土地1ないし4、X…宅は、北杜市景観条例による田園集落景観形成地域内に存在し、これらの土地の周辺には、住宅、農地及び林などが存在しているところ、田園集落景観形成地域は、北杜市景観条例においても、景観形成上重要な地域として、より積極的に良好な景観形成を推進するとされている山岳高原景観形成地域と比較して、緩やかな景観に係る基準や手続が定められた地域であり、平成28年の改正前は、太陽光発電設備に関する規制は定められていなかった。また、上記の土地周辺の風景は、北杜市内で一般的に見られるものであって、良好な風景として、人々の歴史的又は文化的環境を形作り、豊かな生活環境を構成しているとまではいえず、Xらが、法律上保護に値する利益として、良好な景観の恵沢を享受する利益を有しているとは認められないというべきである。」

「さらに、景観利益の保護とこれに伴う財産権等の規制は、第一次的には、民主的手続により定められた行政法規や当該地域の条例等によってなされることが予定されているもの

であることなどからすれば、ある行為が景観利益に対する違法な侵害に当たるといえるためには、その侵害行為が刑罰法規や行政法規の規制に違反するものであったり、公序良俗違反や権利の濫用に該当するものであるなど、侵害行為の内容や程度の面において社会的に容認された行為としての相当性を欠くことが求められる(国立マンション事件判決参照)。

これを本件についてみると、本件施設1及び2が建設された際には、北杜市景観条例において、太陽光発電設備に関する規制は定められておらず、本件施設3及び4は、改正後の北杜市景観条例に基づいて、北杜市に事前届出が行われ、かつ、北杜市においては、本件施設が北杜市の定める景観形成基準に適合すると判断したものである。そして、その他に、本件施設の設置が、本件指導要綱も含めて、刑罰法規等に違反するものであったり、公序良俗違反や権利の濫用に該当することを基礎付ける事情を見出すことはできない。

これらの事情を考慮すれば、仮に原告らが景観利益を有していたとしても、本件施設の建設が、侵害行為の態様や程度の面において社会的に容認された行為としての相当性を欠くと解することはできないから、原告らの景観利益を侵害するものとは認められない。」

(2) 景観破壊、太陽光パネル破損・散乱等による被害などの生活妨害

「Yは、本件施設2の設置後、本件施設1の杭を地中に埋め込む前の平成28年3月26日、■土地(隣接地…筆者注)の一地点において、スクリュウパイプの引抜き試験を実施し、100kgfを超える耐引抜き力が計測されたこと、また、Y代表者は、負圧の場合を想定して、本件施設1及び2におけるパネルの角度と枚数に応じた風圧荷重を計算して、必要な杭の本数を計算し、本件施設1及び2に実際に埋まっている杭の本数と比較したことが認められる(…)。

しかし、Yは、本件施設の架台の設計に際して、積雪50cmを設計要求としたことがうかがえる(…)ものの、積雪荷重及び地震荷重についての強度計算を行ったことはない。

また、Yは、本件土地1ないし3について、架台の基礎設計に際して求められている地盤調査を行っておらず、Yが行ったとする引抜き試験は、本件土地1ないし3から市道をはさんだ別の土地の一地点で行ったものにすぎないため、当該試験をもって、本件土地1ないし3における架台の基礎の強度に関する試験を行ったとはいえない。

そして、上記試験は、耐引抜き力のみを検証したものであって、水平力などの検証がされていないことに加え、Y代表者がインターネット等で調査した上で、手持ちの部材で可能な方法に基づいて、第三者の立会いなく、被告代表者及びその従業員が行ったものであって、強度測定についての専門的又は技術的な見地から相当と認められる測定方法といえるかは必ずしも明らかではないため、当該試験結果の正確性又は相当性については慎重な検討が必要である。

これらを踏まえると、本件施設1ないし3の架台の基礎について、2004年度JIS規格又は2017年度JIS規格の求める強度計算が行われたとは認められず、電技解釈の求める強度を有するとは認められない。」

「しかしながら、本件施設1ないし3の架台の基礎について、2004年度JIS規格又は2017年度JIS規格の求める強度計算が行われたとは認められず、電技解釈の求める強度を有するとは認められないとしても、本件施設1ないし3のパネル又は架台が、強度不足によって、一定の期間内に破損又は倒壊する可能性が高いとまで直ちにいうことはできず、その他に、そのような具体的な危険があることをうかがわせるに足りる証拠はない。」

「また、隣接施設のパネル10枚程度が平成26年の豪雪の際に破損したことは認められる(…)が、構造安全性の高い太陽光発電設備を供給する目的で架台・設計の設計基準を定めた設計ガイドラインは、地震荷重や積雪荷重で倒壊・崩壊した場合であっても、建築物と違って居住者に危害を加える可能性が極めて低く、周辺の地物に危害を加える可能性は低いとの設計方針を採用していること(…)、平成26年の豪雪でも、隣接施設の他のパネル及び既に設置されていた本件施設2のパネルが破損したとは認められないことなどを踏まえると、本件施設が大雪を含む自然災害によって破損し、これにより、Xら…宅に居住する人又は不動産に損害を与える具体的な危険があるとまでは認められない。」

「そうすると、本件施設1ないし3について、Xら…宅にパネルの破損等に起因して損害が生じた、又は、損害が生ずる具体的な危険があることをうかがわせる事情が存在するとは認められない。」

「本件施設4の架台の基礎は、本件施設1ないし3とは異なる工法が用いられているところ、一定の期間内に破損又は倒壊する可能性が高いことを認めるに足りる証拠はない。」

(3) 所有権侵害について

「Xらは、YがXら…宅の周囲を埋め尽くすように本件施設を設置したことにより、Xら…宅の住宅とその敷地としての土地の資産価値を減少又は滅失させ、原告…の所有権を侵害したと主張」する。

「本件施設の設置が、社会生活上一般に受忍すべき限度を超えてXら…の所有権を侵害したといえるかについて、被害の程度、地域性、回避可能性、用途、先住関係、行政上の規制違反の有無、交渉経緯等を考慮して、検討する。」

「本件施設1及び2の建設前には、北杜市景観条例において、本件土地1及び2について、太陽光発電設備に関する規制は施行されておらず、本件施設3及び4は、改正後の北杜市景観条例に基づいて、北杜市に事前届出が行われ、かつ、北杜市においては、本件施設が北杜市の定める景観形成基準に適合すると判断したものである。

そして、Yは、本件施設1の建設に際しては、Xら…に対して何ら事前説明を行わなかったものの、本件施設2の建設前には、新たに公布された本件指導要綱に沿って、Xら…に対して説明資料を交付することを試み、Xら…から拒否された後、Xら…や下笹尾地区区長を含む者に対する説明を行っている。そして、Yは、本件施設3及び4の設置に先立って、Xら…を含む周辺住民に対する説明会を実施している。

以上によれば、本件施設の設置が、北杜市景観条例や本件指導要綱に違反したものと認められない。」

「また、Xらは、売電型の太陽光発電施設に社会的な有用性はない旨を主張するが、平成23年8月に成立した電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法は、「エネルギー源としての再生可能エネルギー源を利用することが、内外の経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保及びエネルギーの供給に係る環境への負荷の低減を図る上で重要となっていることに鑑み、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関し、その価格、期間等について特別の措置を講ずることにより、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用を促進し、もって我が国の国際競争力の強化及び我が国産業の振興、地域の活性化その他国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」(同法1条)として、固定価格買取制度(FIT制度)を導入し、太陽光発電の利用を促進したという経緯に照らせば、太陽光発電施設が社会的な有用性を欠くものということとはできない。」

「以上の事情を考慮すれば、本件施設1ないし3の架台については電技解釈が求める強度計算が行われたとは認められないこと、Yが、本件施設1の建設に先立って、Xや下笹尾地区区長から、境界線から距離を置いて、又は、高さを低くしてパネルを設置する等の要望を受けたにもかかわらず、太陽光パネルの設置を境界線から一定程度離す、境界線に近いパネルの高さを変更するなどの隣地所有者への配慮に基づく措置を行ったとは認められないこと、Xらが、本件施設1の建築禁止を求めた本件訴訟を提訴し、その後、本件施設3及び4の建築禁止の請求を追加したが、Yが、本件訴訟中に、本件施設1、3及び4を建設したことにより、Xら…宅がYの建設した太陽光パネルに取り囲まれるようになったことなどの事情、その他のXらの主張する事情を併せ考慮したとしても、Yの所有する土地における本件施設の設置が、社会生活上一般的に受忍すべき限度を超えて、隣接地の所有者である原告…の所有権を違法に侵害したとまでは認められないといわざるをえない。

したがって、本件施設の設置により、X…の所有権が侵害された旨の上記主張はすることが採用できない。」

3. 検討

(1) 景観破壊について

良好な景観の恵沢を享受する利益(景観利益)については、国立マンション事件最高裁判決⁷が、「都市の景観は、良好な風景として、人々の歴史的又は文化的環境を形作り、豊かな生活環境を構成する場合には、客観的価値を有するものというべきである」としたう

⁷ 最判平18・3・30民集60巻3号948頁

えて、これを法律上保護に値する利益として認めた。ただし、私法上の権利と言えるような明確な実体が認められていないことを理由として、景観利益を超えた「景観権」という権利までは認めることはできないものとされている。

本判決は、以上のような国立マンション事件最高裁判決を引用しつつ、①Xらの建物が、北杜市景観条例において景観形成上重要な地域としてより積極的に良好な景観形成を推進するとされている山岳高原景観形成地域と比して緩やかな景観にかかる基準や手続きが定められた地域である田園集落景観形成地域に位置すること、②平成28年改正前は太陽光発電設備に関する規制は定められていなかったこと、③X等の建物周辺の風景は北杜市内で一般的に見られるものであって良好な風景として人々の歴史的又は文化的環境を形作り、豊かな生活環境を構成しているとまでは言えないこと、を理由として、Xらが、法律上保護に値する利益として良好な景観の恵沢を享受する利益を有しているとは認められないとした。

この三つの理由のうちの②にある通り、本判決は、北杜市景観条例において、平成28年改正前に太陽光発電設備に関する規制が定められていなかったことを、Xらが景観利益を有するとすることを認めない根拠の一つとして示されている。しかし、その趣旨は必ずしも明らかでない⁸。北杜市景観条例が、「…、市民が愛着と誇りの持てる景観が将来にわたって継承されるよう、市民、事業者、観光客等及び市の協働により、その整備、保全及び育成が図られなければならない」ことを基本理念としている（同条例3条）。国立マンション事件最高裁判決は、景観利益の存在及び主体を比較的広く承認したうえで、景観利益が違法に侵害されたとして保護される範囲を実質的に限定するという構成がとられていると解されている⁹。このような国立マンション事件最高裁判決の理解に基づくのであれば、景観計画区域内に居住し、そのような良好な景観の恵沢を日常的に享受している者には良好な景観の恵沢を享受する利益が法律上保護に値する利益として認めたいうえで、Yによる太陽光発電施設の設置等の違法性を判断することが適切であるということになる¹⁰。

⁸ なお、本判決の文脈からは、北杜市景観条例において田園集落景観形成地域における太陽光発電設備に関する規制が平成28年改正前にはなかったことを指摘しているとも読みうる。しかし、本判決の認定によれば、北杜市景観条例の施行当時、そもそも太陽光発電施設は市への事前届出の対象とはされていなかったものとされており、景観計画区域の違いが影響する要素とは解し得ない。そのため、本文では、Xらの建物が田園集落景観形成地域に位置することを示す要素とは別の考慮要素として検討を進める。

⁹ 秋山靖浩「判批」窪田充見・森田宏樹編『民法判例百選Ⅱ〔第9版〕債権』（有斐閣、2023年）160頁参照。

¹⁰ なお、本判決は、Xらが法律上保護に値する利益として良好な景観の恵沢を享受する利益を有しているとは認められないとしたうえで、さらに国立マンション事件最高裁判決の示した判断枠組みに沿って、Yの太陽光発電設備の設置等の違法性判断を行なっている。しかし、本判決では、Xらが景観利益を有していることを認めていない以上、そもそもこの違法性判断を行う必要はない。このように意義を認めることが難しい説示であるが、仮に、Xらに景観利益が認められていた場合には、Yの太陽光発電設備の設置等が違法な侵害となるか否かを判断することになるところ、侵害行為の

さらに、前述の国立マンション事件最高裁判決の理解を前提として本判決の示した根拠のうち前述①についてみれば、北杜市景観条例においては、景観計画は景観形成を総合的に推進するため定めるものとされ（同条例9条）、景観計画区域を市全域と定めており（同条例10条1項）、その上で、田園集落景観形成地域と山岳高原景観形成地域とに分類し、それぞれに適した景観形成を図るものとされている（同条例10条2項）。以上のような北杜市景観条例の定めからすれば、山岳高原景観形成地域と比して緩やかであるとはいえ景観に関する基準や手続の定められている以上、田園集落景観形成地域であることをもってXらが景観利益を有することを認めない根拠の一つとすることには無理があろう。また、前述③の根拠についても、前述した北杜市景観条例の基本理念(当条例3条)に照らしてみれば、前述の通り北杜市景観条例が市全域を景観計画区域に指定していることは、北杜市内で一般的に見られる風景を市民が愛着と誇りの持てる景観として将来にわたって継承することを目指しているものと捉えうる。そのため、この点についても、Xらが景観利益を有することを認めない根拠の一つとすることは不適切と言わざるを得ない。

(2) 太陽光パネル破損・散乱等による被害などの生活妨害

本判決において、Xらは、Yの設置した太陽光パネルの架台の強度が電技解釈の求める強度を欠いており、強風、大雪、地震等によってパネルが破損・散乱し、周辺に有害重金属等による汚染を拡散させるリスクや感電死の危険をもたらす旨を主張している。これに対し、本判決は、太陽光発電施設における太陽光パネルの架台の強度に関して前述(1)(b)にみたような基準が定められているなか、次のような事実を認定して、本件施設1ないし3の架台の基礎については、それぞれ適用されるJIS規格（JIS C 8955(2004)または（JIS C 8955(2017)）の求める強度を有するとは認められないとした。

すなわち、Yは、本件施設の架台の設計に際して、積雪50cmを設計したことが伺えるものの、積雪荷重及び地震荷重についての強度計算を行ったことはない。また、Yは、本件土地1ないし3について、架台の基礎設計に際して求められている地盤調査を行なっておらず、被告はスクリュウパイプの引抜き実験を行ったとしているが、この試験は本件土地1ないし3から市道を挟んだ別の土地の一地点で行ったものにすぎないため、当該試験をもって、本件土地1ないし3における架台の基礎の強度に関する試験を行ったとは言えない。さらに、この試験は、対引き抜き力のみを検証したものであって、水平力などの検証がされていないことに加えて、Y代表者とその従業員がインターネット等で調査し、手持ちの部材で可能な方法に基づいて第三者の立ち合いなく行ったものであって、強度測定についての専門的または技術的な検知から相当と認められる方法と言えるかは必ずしも明らかでないため、

態様・程度のなかで再生可能エネルギーによる発電であることが考慮されうると考えられる。ただし、本判決の説示において、Yの太陽光発電設備の設置等の違法性判断のなかで太陽光発電が再生可能エネルギーによる発電であることは特に考慮に入れられていない。

当該試験結果の正確性・相当性については慎重な検討が必要である。

本判決は、以上のように、本件施設1ないし3が電技解釈の求める強度を有していないことを認定したうえで、それでもなお、結論としては本件施設1ないし3について、Xらの住宅にパネルの破損等に起因して損害が生じた、または損害が生ずる具体的な危険があることを窺われる事情は認め得られない、としてXらの主張を退けている。この理由付けとしては、「本件施設1ないし3のパネル又は架台が、強度不足によって、一定の期間内に破損又は倒壊する可能性が高いとまでは直ちにいうことはできず、その他に、そのような具体的な危険があることをうかがわせるに足りる証拠はない」と述べるに止まっている。

確かに損害が生ずる具体的な危険の有無については、事実についての主張として、自由心証主義(民事訴訟法247条)のもとで裁判所が真実と認めるか否かを判断することになる。しかし、本件においては、本件施設1ないし3が電技解釈の求める強度を有していないことを認定したにもかかわらず、損害が生ずる具体的な危険はない、と結論付けている。前述の通り、電技解釈は、事業用電気工作物は、人体に危害を及ぼし、または物件に損傷を与えないようにすることを求める電気事業法39条1項、同2項1号を基礎に置く技術基準である。さらに、電技省令で定める技術基準に適合していない場合には、主務大臣は技術適合命令を発することが認められ、この命令に違反した場合には300万円以下の罰金に科されることになる¹¹。このような電技解釈の求める強度を有していないにもかかわらず、損害が生ずる具体的な危険性がないと認定するのであれば、少なくともどのように証拠・弁論等を基礎とした評価であるのかについては説明をすることが求められるのではないか。

なお、公法上の基準と違法性との関係について、通説的見解は、公法上の(規制)基準の不遵守の場合には私法上の違法性が推定されるとしている¹²。このような違法性判断における公法上の基準との関係とも照らし合わせて考えるのであれば、(高度の)経験則に基づいて、太陽光発電設備が電技解釈に定められた強度を有していないことから、当該太陽光発電設備によって損害が生じる具体的な危険の存在を推定することが可能となると考えられる。このような事実上の推定をもとに損害が生じる具体的な危険の存在を認めるといふ場合には、証明責任を負わないYの側で、損害が生ずる具体的な危険の存在の反証にあたって、その基礎となる間接事実について裁判所の確信を形成する負担を負う必要があることになろう。

(3) 所有権侵害(土地の資産価値(交換価値)減少)

Xは、Yが、Xら宅の周囲を埋め尽くすように本件施設を設置させたことにより、Xらの住宅とその敷地としての土地の資産価値を減少又は滅失させ、Xらの所有権を侵害したと

¹¹ 前掲注4)参照。

¹² 加藤一郎「序論—公害法の現状と展望」『公害法の生成と展開』(岩波書店、1968年)36頁以下、大塚直『環境法〔第4版〕』(有斐閣、2020年)278頁等参照。

主張した。この主張に関連して、Xらは、Xらの住宅の敷地としての土地の価値が太陽光発電設備が敷設されたことによる住環境への影響を考慮して減額された旨の不動産業者による査定書を提出している。

本判決は、本件施設の設置が、受忍限度を超えてXらの所有権を侵害したと言えるかについて、被害の程度、地域性、回避可能性、用途、先住関係、行政上の規則違反の有無、交渉の経緯等を考慮して検討するものとする。そのうえで、本件施設の設置が、北杜市景観条例や本件指導要綱に違反したものは認められないこと、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法1条を引用しつつ固定価格買取制度（FIT制度）を導入し太陽光発電の利用を促進したという経緯に照らして太陽光発電施設が社会的有用性を欠くものということとはできないことをそれぞれ指摘し、本件施設1ないし3の架台について電技解釈が求める強度計算が行われたと認められないこと、YがXらや地区区長から要望があったにもかかわらず隣地所有者への配慮に基づく措置を行なったと認められないこと、Xら宅が本件訴訟中にYによる本件施設1、2、4の建設により太陽光パネルに取り囲まれるようになったことなどの事情を合わせて考慮しても、受忍限度を超えて所有権を侵害したとは言えないと結論付けた。

このように、本判決では、景観条例に遵守していること、及び太陽光発電施設が社会的有用性を欠くものということとはできないこと、をそれぞれ示し、Yの電技解釈違反、YがXや地区区長の要望に応じなかったこと、本件訴訟中にさらに太陽光パネルを設置したことなど、Yによる本件施設の設置がXらの受忍限度外とすることを根拠付けうる要素がありながらも、結論として受忍限度内であると結論付けた。

本判決では考慮要素が単に列挙されているのみであり、その要素が具体的にどのように考慮されたのかについては明らかではない。しかし、受忍限度外とすることを根拠付けうる要素、とりわけ人体に危害を及ぼし、または物件に損傷を与えないようにすることを目的として定められている電技解釈にYが違反しているという点は、行為態様の悪性が高いものと評価しうるところである。

これを覆す考慮要素として挙げられている要素のうち、景観条例の遵守は、Xや地区区長の要望に応じなかったことや、本件訴訟中にさらに太陽光パネルを設置したことの比較衡量の対象となる要素として位置付けることが可能であるように思われる。しかし、人体に危害を及ぼし、または物件に損傷を与えないようにすることを目的とする行政上の基準である電技解釈との比較衡量に関しては、その目的が明らかに異なることからすれば、比較衡量には適さないとわざるを得ない。そのため、電技解釈不遵守との関係については、太陽光発電施設の社会的有用性が主としてその比較衡量の対象となっていると評価し得よう。さらに、行政上の基準であるところの電技解釈の不遵守という受忍限度外とすることを強く根拠付けうる要素がありながらも受忍限度内であるとの判断が示されていることか

らすれば、太陽光発電施設の社会的有用性は、受忍限度判断を基礎付ける考慮要素の中でもかなり強く機能する要素として位置付けられているということができよう。

IV 受忍限度判断における太陽光発電施設の社会的有用性について

1. 両判決の比較

ここまで検討してきたように、平成30年福岡地判においては、再生可能エネルギーであるという太陽光発電の性質について限定的な意義しか認められていないと解される（前述Ⅱ 3. (3)参照）。他方、令和2年甲府地判においては、太陽光発電施設の社会的有用性はかなり強く機能する要素として位置付けられている（前述Ⅲ 3. (3)参照）。

確かに、両判決は、それぞれ問題とする状況は異なっている。前者は、太陽光発電施設を用いる側の所有権者が、その施設の使用を妨げることになる隣地使用を制限することを求めている事案であるのに対して、後者は、太陽光発電施設が設置されている土地所有者に対して、隣地使用者がその使用の差止め等を求めている事案である。とはいえ、それぞれ隣地所有権者間で太陽光発電施設をめぐる争いであるという点では共通しており、太陽光発電施設の設置・使用について、特にその社会的有用性をどの程度の法的意義を持つ考慮要素として位置付けるか、については一定の共通理解が必要となろう。

以下では、受忍限度判断における考慮要素をめぐる公共性・社会的有用性の位置付けをめぐる議論の整理¹³を基礎として、再生可能エネルギーとしての太陽光発電施設の法的意義について検討を進める。

2. 判例における受忍限度判断の枠組み

(1) 受忍限度判断における考慮要素

a. 受忍限度判断の考慮要素についての判例・学説の状況

大阪国際空港訴訟最高裁判決¹⁴は、空港騒音に対する損害賠償請求について、次のように受忍限度判断の考慮要素を示している。

「本件空港の供用のような国の行う公共事業が第三者に対する関係において違法な権利侵害ないし法益侵害となるかどうかを判断するにあたっては、…、侵害行為の態様と侵害の程度、被侵害利益の性質と内容、侵害行為のもつ公共性ないし公益上の必要性の内容と程度等を比較検討するほか、侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況、その間にとられた被害の防止に関する措置の有無及びその内容、効果等の事情をも考慮し、これらを総

¹³ 以下、判例における受忍限度判断の枠組みに関する記述は、風力発電施設の受忍限度を検討した拙稿「風力発電による騒音と受忍限度」日本エネルギー法研究所編『再生可能エネルギー導入拡大の法的論点の検討—2016～2018年度 再生可能エネルギー導入拡大の法的論点検討班研究報告書（JELI R- No.145）』（2021年5月）117頁以下に加筆・修正したものである。

¹⁴ 最大判昭56・12・16民集35巻10号1369頁

合的に考察してこれを決すべきものである。」

これに対して、国道43号線事件最高裁判決¹⁵は、差止めについて次のように述べている。「道路等の施設の周辺住民からその供用の差止めが求められた場合に差止請求を認容すべき違法性があるかどうかを判断するにつき考慮すべき要素は、周辺住民から損害の賠償が求められた場合に賠償請求を認容すべき違法性があるかどうかを判断するにつき考慮すべき要素とほぼ共通するのであるが、施設の供用の差止めと金銭による賠償という請求内容の相違に対応して、違法性の判断において各要素の重要性をどの程度のものとして考慮するかにはおのずから相違があるから、右両場合の違法性の有無の判断に差異が生じることがあっても不合理とはいえない。このような見地に立ってみると、原審の右判断は、正当として是認することができ、その過程に所論の違法はない。」

以上のような騒音公害をめぐる判例の示した受忍限度判断の枠組みは、空港・道路以外の公の営造物¹⁶や、公共的役割を担う私営施設¹⁷に由来する生活妨害、更には権利侵害一般¹⁸に広く妥当する判例法理として確立しているものと評価されている¹⁹。

差止請求における受忍限度判断と、損害賠償請求における受忍限度判断との関係については、学説²⁰において、かつては、差止めを認める場合には損害賠償よりも違法性が強くなければ認められないとする違法性段階説が有力であった。しかし、現在では、差止請求の場面と損害賠償請求の場面で、考慮要素の重み付けが異なるとする理解が有力となり、この有力説に沿って、前述の国道43号線事件最高裁判決も理解されている²¹。

b. 公の営造物等における受忍限度判断における考慮要素としての公共性の位置付け

判例は、騒音に関する受忍限度判断のなかで、公共性、並びに公共性を減殺する要素として、受益と受忍の彼此相補の関係の有無、及び被害の防止に関する措置の有無・内容・効果を考慮するかどうかについて、差止請求の場合と損害賠償請求の場合とで異なる取り扱いをしている²²。

判例上、損害賠償についての受忍限度判断においては、公共性に加えて、公共性を減殺する要素として、受益と受忍の彼此相補の関係の有無²³、及び被害の防止に関する措置の

¹⁵ 最判平7・7・7・民集49巻7号1870頁

¹⁶ 横浜地川崎支決平22・5・21判時2089号119頁等。

¹⁷ 東京地判平22・8・31判時2088号10頁等。

¹⁸ 旧漁業法8条に基づく漁業行使権（現漁業法105条に基づく組合員行使権）の侵害に関する差止めを認めた福岡高判平22・12・6判時2102号55頁参照。

¹⁹ 根本尚徳「判批」窪田充見・森田宏樹編『民法判例百選Ⅱ〔第9版〕債権』（有斐閣、2023年）203頁。

²⁰ 学説の議論状況につき、大塚直「判批」大塚直・北村喜宣『環境法判例百選〔第3版〕』60頁以下（2018年）、根本・前掲注(19)203頁等参照。

²¹ 田中豊「判解」『最高裁判所判例解説民事篇平成7年度（下）』（法曹会、1998年）738頁以下参照。

²² 以下、議論の状況について、大塚・前掲注(20)60頁以下参照。

²³ 受益と受忍の彼此相補の関係の考慮においては、周辺住民などが当該施設によって受ける利益と

有無・内容・効果が考慮されるものとされる²⁴。なお、学説上は、さらに進めて、公害は一旦被害が発生した後は、ある程度確実な認識のもとに被害が継続的に生ずるものであること、公共性が高い施設によって特別の犠牲を払った者については、それだけ補償の必要が大きいのでありその負担は社会に転嫁されるべきものであること、などを理由として、損害賠償に関しては公共性を考慮すべきでないとする見解が有力である。

これに対して、差止めにおける受忍限度判断においては、受益と受忍の彼此相補の関係の有無は考慮されないものとされる²⁵。この理由として、受益と受忍の彼此相補の関係は、元来、一部少数者の特別の犠牲による公共的利益の実現による不公平を問題としたものであり、損失補償的発想に基づくファクターと言えるため、差止めの判断のファクターとされていないことにそれなりの合理性があるとする見解が示されている²⁶。他方、差止めにおいて、被害の防止に関する措置の有無・内容・効果が考慮されるか否かについて、国道43号線事件最高裁判決は明示していない²⁷。

なお、学説上は、(生命・身体などの)人格権の根幹部分の侵害の場合、その活動の公共性(社会的有用性)との衡量を行うべきでないとする見解が有力である²⁸。

c. 工場騒音における受忍限度判断と公共性

他方、判例²⁹においては、工場騒音について、道路騒音・空港騒音等とは異なる受忍限度判断の考慮要素が次のように示されている。

「工場等の操業に伴う騒音、粉じんによる被害が、第三者に対する関係において、違法な権利侵害ないし利益侵害になるかどうかは、侵害行為の態様、侵害の程度、被侵害利益の性質と内容、当該工場等の所在地の地域環境、侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況、その間に採られた被害の防止に関する措置の有無及びその内容、効果等の諸般の事情を総合的に考察して、被害が一般社会生活上受忍すべき程度を超えるものかどうかによって決すべきである。」

工場騒音の受忍限度判断においては、道路騒音・空港騒音等の場合と異なり、公共性や、(公共性減殺要素としての)受忍と受益の彼此相補の関係が考慮要素に含まれていない。

それによって受ける被害との関係において、被害の増大が利益の増大を(必然的に)伴うという関係にあるか否かが考慮される。

²⁴ 前掲最大判昭56・12・16、前掲最判平7・7・7参照。

²⁵ 前掲最判平7・7・7・参照。

²⁶ 大塚・前掲注(20)61頁。

²⁷ 田中・前掲注(21)739頁以下は、国道43号線事件最高裁判決は被害防止に関する措置の有無・内容・効果を考慮することを前提としているとする。

²⁸ 下級審裁判例においても、この考え方によると考えられるものが見られる(神戸地判平12・1・31判時1726号20頁、名古屋地判平12・11・27判時1746号3頁;ただし、いずれも道路の全面共用停止が求められたものではない)。大塚直「判批」法教410号(2014年)88頁も参照。

²⁹ 最判平6・3・24判時1501号96頁。評釈として、森純子「判批」伊藤眞・加藤新太郎編『[判例から学ぶ]民事事実認定』(有斐閣、2006年)237頁。

公共的・社会的役割を担っている道路や空港、さらには公の営造物や公共的役割を担う私営施設とは異なり、私人による純粋な営利目的の活動のための施設に関しては、受忍を肯定する要素としての公共性は考慮されず、また、それに伴って公共性の考慮を前提とする公共性減殺要素も考慮されないと理解しえよう。

d. 発電所をめぐる紛争における受忍限度判断と公共性

発電所をめぐることは、特に差止めをめぐる紛争において、電力需給の観点から、受忍限度判断において差止めを認めない方向の要素として考慮されている³⁰。電力の供給に公共的・社会的役割を認めうることに鑑みれば、この電力需給の観点は、受忍限度判断の枠組みから捉えれば、公共性に含まれる考慮要素として位置付けられていると言えよう。

しかし、特に原子力発電所をめぐることは、2011（平成23）年3月に発生した福島第一原発事故以後、変化が見られる。以前の裁判例においては、原子力発電所についても、差止めの受忍限度判断において、電力需給の必要性の観点から考慮に入れられていた。しかし、福島第一原発事故以降、電力需給の必要性、あるいは発電の効率性・経済性といった要素を受忍限度判断において考慮に入れない裁判例も現れている³¹。

3. 再生可能エネルギーに関する政策の方向性

政府は、エネルギー政策について、エネルギー政策基本法11条に基づいて、エネルギーの需給に関する施策の長期的、総合的かつ計画的な推進を図るため、エネルギーの需給に関する基本的な計画（エネルギー基本計画）を定めなければならないものとされている。このエネルギー基本計画は少なくとも3年ごとに検討され、必要に応じて変更し、閣議決定を経ることとなっている。

³⁰ 例えば、札幌地判昭55・10・14判時988号37頁（伊達火力発電所差止め訴訟：差止めを否定）等。

³¹ 大津地決平28・3・9判時2290号75頁（高浜原発差止仮処分申立て：差止めを肯定）、福井地判平26・5・21判時2228号72頁（大飯原発差止訴訟第一審判決：差止めを肯定）、福岡高裁宮崎支決平28・4・6判時2290号90頁（川内原発差止保全抗告審：差止めを否定）等参照。例えば、前掲福岡高裁宮崎支決平28・4・6は次のように述べる。

「原告人らの差止請求に係る被侵害利益が生命、身体という各人の人格に本質的な価値に係るものであり、本件原子炉施設の安全性の欠如に起因する放射線被曝という侵害行為の態様、当該侵害行為によって受ける原告人らの被害の重大さ及び深刻さに鑑みると、そのような侵害行為を排除するため、人格権に基づく妨害予防請求としての本件原子炉施設の運転の差止請求が認められるためには、本件原子炉施設が安全性に欠けるところがあり、その運転に起因する放射線被曝により、原告人らの生命、身体に直接的かつ重大な被害が生じる具体的な危険が存在することをもって足りると解すべきである。

また、上記のような被侵害利益の内容、性質、侵害行為の態様、利益侵害（被害）の重大さ及び深刻さに鑑みると、本件原子炉施設の運転に起因して人の健康の維持に悪影響を及ぼす程度の量の放射線に被曝させる限りにおいて、当該侵害行為は受忍限度を超えるものとして違法というべきであり、本件原子炉施設を稼働させることによる地域の電力需要に対する電力の安定供給の確保、産業経済活動に対する便益の供与、資源エネルギー問題や環境問題への寄与などといった公共性ないし公益上の必要性は、当該侵害行為の違法性を判断するに当たっての考慮要素となるものではないというべきである。」

2021（令和3）年10月、第6次エネルギー基本計画³²が発表された。この第6次エネルギー基本計画においては、太陽光発電を含めた再生可能エネルギーについて、次のように位置付けられたうえで、政策の方向性が示されている³³。

すなわち、再生可能エネルギーは、温室効果ガスを排出しない脱炭素エネルギー源であるとともに、国内で生産可能なことからエネルギー安全保障にも寄与できる有望かつ多様で、重要な国産エネルギー源であるとされたうえで、S+3Eを大前提に、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、再生可能エネルギーに最優先の原則で取り組み、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら最大限の導入を促すとされる。具体的には、地域と共生する形での適地確保、コスト低減、系統制約の克服、規制の合理化、研究開発などを着実に進めていき、これらの取組を通じて、国民負担の抑制や、電力システム全体での安定供給の確保、地域と共生する形での事業実施を確保しつつ、導入拡大を図っていく、とされる。

特に太陽光発電についてみると、平地面積当たりの導入容量が世界一であるなど、これまで、再生可能エネルギーの主力として導入が拡大し事業用太陽光については発電コストも着実に低減しており、同時に、大規模に開発できるだけでなく、個人を含めた需要家に近接したところでの自家消費や地産地消を行う分散型エネルギーリソースとして、レジリエンスの観点でも活用が期待される、とされる。一方で、今後の導入拡大に向けては、地域と共生可能な形での適地の確保、更なるコスト低減に向けた取組、出力変動に対応するための調整力の確保や出力制御に関する系統ルールの更なる見直し、立地制約の克服に向け更なる技術革新が必要である、とされる。また、中長期的には、コスト低減が達成されることで、市場売電を想定した大型電源として活用していくとともに、分散型エネルギーシステムとして昼間のピーク需要を補い、消費者参加型のエネルギーマネジメントの実現等に貢献するエネルギー源としての位置付けも踏まえた導入が進むことが期待される、ともされている。

4. 考察—太陽光発電施設をめぐる紛争における受忍限度判断と公共性・社会的有用性

(1) 公共性・社会的有用性を考慮要素に含めるべきか

前述 2. d. に見た通り、火力発電所などの大規模な発電施設をめぐる紛争では、電力需給の観点から、受忍限度判断において公共性として考慮されうるものと位置付けられている。再生可能エネルギーを利用した発電施設についても、同様に、受忍限度判断において公共性を考慮しうるかが問題となる。この点、再生可能エネルギーを利用した発電施設に

³² 「第6次エネルギー基本計画」（2021年10月22日）、https://www.enecho.meti.go.jp/category/others/basic_plan/pdf/20211022_01.pdf（最終閲覧日：2024年7月17日）

³³ 以下、第6次エネルギー基本計画33頁以下参照。

ついてみれば、火力発電所等に比して小規模な発電施設が多く、個々の再生可能エネルギーを利用した発電施設の電力需給への寄与は極めて小さなものと言える。この点に着目すれば、工場騒音（前述 2. c. 参照）と同様に、再生可能エネルギーを利用した小規模な発電施設については、そもそも受忍限度判断の考慮要素として公共性・社会的有用性を含めないとするとその立場も考えられるところである。

しかし、前述 3. で見た通り、現在の政策の中で、再生可能エネルギーによる発電は、重要な国産エネルギー源であるとされている。この点からしてみれば、個々の発電施設に限定するのではなく、再生可能エネルギーを利用した発電施設群を全体として捉え、個々の発電施設はその発電施設群を構成する一部分と位置付けることができよう。この位置付けを基礎として、小規模の太陽光発電施設についても、火力発電所等の大規模な発電施設と同様に、受忍限度判断において公共性を考慮要素に含めるべきである。問題となる太陽光発電施設の規模等については、公共性の具体的な考慮の際に反映させることで足りる。

(2) 公共性をどのように考慮すべきか

再生可能エネルギーによる発電施設についての受忍限度判断の考慮要素として公共性・社会的有用性を含めるとした場合、次に問題となるのが、具体的な考慮方法である。具体的に太陽光発電施設についての受忍限度判断における公共性・社会的有用性の考慮のあり方を考えたとき、「再生可能エネルギー」である、という点と、「発電施設」である、という点のそれぞれについて、次のような具体的な考慮のあり方が考えられる。

まず、再生可能エネルギーによる発電であるという点については、前述 3. で見た通り、温室効果ガスを排出しない脱炭素エネルギー源であるとともに、国内で生産可能なことからエネルギー安全保障にも寄与できる有望かつ多様で、重要な国産エネルギー源である、と位置付けられている。このような再生可能エネルギーの位置付けからすれば、太陽光発電施設が再生可能エネルギーによる発電を行なっていることは、太陽光発電施設をめぐる受忍限度判断において公共性・社会的有用性の重み付けを増加させる要素ということになるろう。

他方、発電施設であるという点については、現時点では、再生可能エネルギーの発電コストは、着実に低減が進んできてはいるものの、工事費、立地規制等の要因から、国際水準と比較すると依然高い状況にあるとされ、再生可能エネルギーの早期の自立化に向けて、コスト低減や電力市場への統合を積極的に進めていくとされていること、また、再生可能エネルギーの急速な導入拡大に伴い様々な事業者の参入が拡大した結果、景観や環境への影響、将来の廃棄、安全面、防災面等に対する地域の懸念が高まっているという事実が指摘されていること、等も問題となる³⁴。また、再生可能エネルギーを利用した小規模な発電

³⁴ 以上につき、第6次エネルギー基本計画51頁参照。

施設については、少なくとも、他の地域に設定することで容易に代替可能であるという。これらの点からすれば、火力発電所などの他のエネルギーによる発電施設と比べたとき、再生可能エネルギーを利用した発電施設が電力の安定供給・経済性については見劣りをすると考えられることも含めて考えれば、少なくとも比較的小規模の再生可能エネルギーを利用した発電施設に関しては、受忍限度判断において公共性は減殺されるというべきである。

以上の検討からすれば、再生可能エネルギーを利用した発電施設をめぐる受忍限度判断に関して、確かに再生可能エネルギーによる発電であるという要素から公共性を重くみることもできるが、太陽光発電施設としての特性から公共性は減殺されることになり、結果として、他の発電施設よりも、受忍限度判断における公共性が強く考慮されるとは言えないと考えられる。

なお、前述 2. b. (b) で見た通り、現在、損害賠償請求の場合については、差止請求の場合と異なり、受忍限度判断における公共性の考慮において、公共性を減殺する要素として、受益と受忍の彼此相補の関係の有無、及び被害の防止に関する措置の有無・内容・効果が考慮される。このうち、受益と受忍の彼此相補の関係については、問題となる発電施設から生み出された電力が、設置された地域に限定的に供給されているなどの特段の事情がない限り、受益と受忍の彼此相補の関係はないものと判断されることになろう。

(3) 本稿が対象とした二つの判決の評価

以上の検討を踏まえたとき、平成30年福岡地判が、太陽光発電施設が再生可能エネルギーを利用した発電施設であるということの積極的意義を限定的に捉えたということは適切であったということができよう。

他方、令和2年甲府地判における太陽光発電施設の社会的有用性の位置付けは、電技解釈違反を覆してまで受忍限度内とすることを基礎付ける考慮要素としており、踏み込みすぎであると評価せざるを得ない。受忍限度範囲内とする結論を導くのであれば、この考慮要素だけでなく、行為態様も含めて丁寧な論証が必要であったと言えよう。

【2024年8月28日脱稿】